

【被相続人居住用家屋等確認申請書に添付が必要な書類一覧】

様式1-3 (譲渡の時から譲渡の日の属する年の翌年2月15日までの間に、被相続人居住用家屋が耐震基準に適合することとなった場合又は被相続人居住用家屋の全部の取壊し若しくは除却がされ、若しくはその全部が滅失をした場合における譲渡の場合)

令和6年1月1日以降に譲渡

書類		取得先	注意点
①	被相続人の除票住民票の写し (原本)	茅ヶ崎市役所市民課 0467-81-7132 (直通)	<ul style="list-style-type: none"> 除籍ではなく除票住民票 被相続人が老人ホーム等に入所し、入所後別の老人ホーム等に転居した場合は、戸籍の附票の写し
②	相続人の住民票の写し (原本)	所在地の市区町村窓口	<ul style="list-style-type: none"> 相続人すべての住民票の写しが必要 取得日は譲渡日以降 住民票の写しでは相続開始の直前 (被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は老人ホーム等入所の直前) の住所が確認できない場合 (従前の住所を定めた日や転入日等の記載がない場合、2回以上移転している場合等) は、当該相続人の戸籍の附票の写し
③	売買契約書の写し	不動産事業者等	<ul style="list-style-type: none"> 契約書すべての写し (譲渡の時から譲渡の日の属する年の翌年2月15日までの間に、耐震基準に適合すること又は取壊し等することを約したことが分かる書類)
④ 以下のいずれかの書類			
(i)	被相続人居住用家屋及びその敷地の登記事項証明書等 (原本)	法務局	<ul style="list-style-type: none"> 耐震基準に適合することとなった場合 オンラインでも申請可能 (詳細は法務局HP)
(ii)	<ul style="list-style-type: none"> 被相続人居住用家屋の閉鎖事項証明書 (原本) 敷地の登記事項証明書等 (原本) 	法務局	<ul style="list-style-type: none"> 取壊し、除却又は滅失の場合 オンラインでも申請可能 (詳細は法務局HP)
⑤ 以下のいずれかの書類 ((i) ~ (ii) の該当の書類)			
(i)	<ul style="list-style-type: none"> 耐震基準適合証明書又は建設住宅性能評価書の写し 工事請負契約書の写し 工事費用の請求書や領収書等の写し 	<ul style="list-style-type: none"> 登録性能評価機関 建築事務所等 耐震改修事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震基準に適合することとなった場合
(ii)	被相続人居住用家屋の閉鎖事項証明書 (原本)	法務局	<ul style="list-style-type: none"> 取壊し、除却又は滅失の場合 オンラインでも申請可能 (詳細は法務局HP)
⑥ 以下のいずれかの書類 ((i) ~ (iii) のいずれかの書類)			
(i)	使用中止日が確認できる書類 (電気)	電気事業者	<ul style="list-style-type: none"> 電気、水道、ガスのいずれか1つで可 相続から譲渡までの間に止めていること
	使用中止日が確認できる書類 (水道)	茅ヶ崎水道営業所 0467-52-6151	
	使用中止日が確認できる書類 (ガス)	ガス事業者 (都市ガス・L Pガス)	
(ii)	宅地建物取引業者による広告	不動産事業者	<ul style="list-style-type: none"> 現況が空き家である旨の記載があること
(iii)	その他		<ul style="list-style-type: none"> 上記書類が提出できない場合は、ご相談ください。

書類	取得先	注意点	
⑦ 被相続人が老人ホーム等に入所していた場合（（i）～（iii）の全ての書類）			
(i)	介護保険の被保険者証の写し・障害福祉サービス受給者証の写し等	被相続人が生前所持していたもの	・写し
		茅ヶ崎市役所介護保険課 0467-81-7166（直通）	・上記がない場合は、老人ホーム等入所直前において要介護度認定を受けていたことがわかる書類を請求
(ii)	施設入所時の契約書の写し等	入所先の老人ホーム等	・手元にない場合は、老人ホーム等に確認
	退去届等	入居先の老人ホーム等	・住民票を老人ホーム等に移転していない場合のみ必要
(iii)	使用中止日が確認できる書類（電気、水道またはガス）	各事業所	・⑥(i)と同じ書類
	老人ホーム等が保有する外出・外泊等の記録	入所先の老人ホーム等	・使用中止日が確認できる書類がない場合のみ必要
	その他		・上記書類が提出できない場合は、ご相談ください。